

葛飾区木造建築物耐震改修等助成金交付要領

平成 17 年 9 月 1 日
部 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要領は、葛飾区木造建築物耐震診断助成要綱（平成 7 年 12 月 1 日付 7 葛都建第 473 号 以下「診断要綱」という。）及び葛飾区木造建築物耐震改修設計助成要綱（平成 21 年 4 月 30 日付 21 葛都建第 101 号 以下「設計要綱」という。）並びに葛飾区木造建築物耐震改修助成要綱（平成 17 年 9 月 1 日付 17 葛都建第 289 号 以下「改修要綱」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要領及び診断要綱、設計要綱並びに改修要綱で使用する用語は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号以下「令」という。）及び下記に定めるところによる。

- (1) 設計要綱第 2 条(3)、改修要綱第 2 条(1)の「耐震改修」における木造建築物の耐震性を向上させるために行う改修工事とは、財団法人日本建築防災協会の発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」による補強計画、補強方法、法第 20 条、令第 3 章の構造強度による補強計画、補強方法又はこれに準ずる補強計画、補強方法により行う工事をいう。
- (2) 設計要綱第 3 条(4)及び改修要綱第 4 条(4)の「耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 3 条の規定に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（平成 7 年建設省告示第 2089 号）、財団法人日本建築防災協会の発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法、精密診断法 1、精密診断法 2 又はこれに準ずる診断方法による耐震診断の結果、倒壊する可能性があるものと判断されたものをいう。
- (3) 設計要綱第 3 条(4)及び改修要綱第 4 条(4)の「昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの」とは、助成対象建築物の建築時期が確認できる書類に記載されている昭和 56 年 5 月 31 日以前のものとする。なお、建築確認済証等で建築基準法施行令第 46 条の基準を昭和 56 年 5 月 31 日以前に適用された建築物及び昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事が行われた事が工事請負契約書及び指定水道工事店工事検査申込書等により、確認できる書類等をそなえた建築物を含む。
- (4) 診断要綱第 6 条(4)の「助成対象建築物の所有者が確認できる書類」とは、次のいずれかの書類とする。
 - ア 既存建築物の登記事項証明書
 - イ 固定資産税納税通知書及び課税明細書
 - ウ 固定資産課税台帳及び土地・家屋名寄帳の閲覧による書類
 - エ その他区長が認める書類
- (5) 設計要綱第 6 条(3)の「助成対象建築物の建築時期が確認できる書類」とは、次のいずれかの書類とする。
 - ア 既存建築物の建築確認済証

- イ 既存建築物の登記事項証明書
 - ウ 固定資産税納税通知書及び課税明細書
 - エ 固定資産課税台帳及び土地・家屋名寄帳の閲覧による書類
 - オ その他区長が認める書類
- (6) 診断要綱第 6 条第 2 項及び設計要綱第 6 条第 2 項並びに改修要綱第 7 条第 2 項の「助成対象建築物の所有者と申請者が異なる場合にあつては所有者と申請者の関係がわかる書類」とは、申請者が所有者に代わって申請することに同意したことを証する書類及び夫婦又は親子等の関係がわかる書類とする。
- (7) 改修要綱第 3 条(1)の区長が適当と認める者とは、耐震改修については第 2 条(1)に準じる工事を行った実績がある者、建て替えについては改修要綱第 2 条(2)に準じる工事を行った実績がある者とする。
- (8) 設計要綱第 6 条(1)の耐震改修設計計画及び設計要綱第 9 条(1)の耐震改修設計の計算書及び設計図書は、次の者が行うものをいう。
- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条による建築士（以下「建築士」という。）で、一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部の会員である者
 - イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成 18 年 9 月 1 日 18 都市建企第 68 号）第 2 条第八の耐震診断事務所に所属する者
 - ウ 設計要綱第 2 条(2)ウの建築士

（助成金額等）

第 3 条 診断要綱、設計要綱並びに改修要綱の改定に伴う、助成対象金額等の取り扱いは以下とする。

- (1) 診断要綱及び改修要綱（平成 23 年 8 月 11 日 23 葛都建 435 号都市施設担当部長決裁）に基づく、診断要綱第 4 条及び改修要綱第 5 条第 1 項の助成対象者で、平成 23 年 4 月 2 日から平成 23 年 8 月 10 日までの期間に助成金交付決定を受けた 64 歳の者が、平成 23 年 4 月 2 日から平成 24 年 3 月 30 日までの期間に 65 歳に達するときは、金額の変更の申請を平成 29 年 3 月 31 日までに行うものとする。
- (2) 診断要綱第 4 条、設計要綱第 4 条及び改修要綱第 5 条第 1 項の助成対象者で、平成 24 年 4 月 2 日から平成 24 年 8 月 17 日までの期間に助成金交付決定を受けた者は、金額の変更の申請を平成 30 年 3 月 31 日までに行うものとする。
- また、診断要綱第 6 条第 1 項、設計要綱第 6 条第 1 項及び改修要綱第 7 条第 1 項における添付書類は省くことが出来るが、必要に応じて添付書類を提出するものとする。

（委任）

第 4 条 この要領の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付則

この要領は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

付則（平成 23 年 8 月 11 日 23 葛都建第 435 号都市施設担当部長決裁）

この要領は、平成 23 年 8 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付則（平成 23 年 12 月 2 日 23 葛都建第 912 号都市施設担当部長決裁）

この要領は、平成 23 年 12 月 2 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付則（平成 24 年 4 月 11 日 24 葛都建第 60 号都市整備部長決裁）

この要領は、平成 24 年 4 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付則（平成 24 年 8 月 20 日 24 葛都建第 798 号都市整備部長決裁）

この要領は、平成 24 年 8 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付則（平成 26 年 3 月 日 25 葛都建第 号都市整備部長決裁）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。